

皆でつくる

community

「共生・協働・自立」のまち

はじめよう！市民が主役のまちづくり

共生・協働・自立のまちづくりを目指して次の事業を募集します！

市では、市民団体、自治会等が地域の課題解決に向け自主的・継続的に取り組む公益的な事業に対して補助金を交付しています。

市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業

本来行政が行うべき事業を、市民グループが実施することにより、効果的で効率的な事業展開が見込まれる、特に公共性の高い事業に対して補助金を交付します。

●募集期間：4月～5月

●交付額：事業の対象経費の全額（限度額 50 万円、千円未満切り捨て）

●条件：10人以上の市民グループ

●決定：審査会を開催し、採択の可否を決定します。

共生・協働・自立の市民活動支援事業

自らが企画・立案・実施する市民活動の支援を目的とし、その内容がグループの目的を達成するために適当であると市長が認めた事業に対して補助金を交付します。ただし、1 団体につき 1 年度 1 事業とし、同一事業通算 3 回まで申請が可能です。

●募集期間：随時

●交付額：事業の対象経費に補助金を受けた回数に応じた補助率及び補助金額（農林産加工・販売場については、限度額 50 万円で 1 回限り助成）

1 回目：事業の対象経費の 2/3（上限 10 万円）

2 回目：事業の対象経費の 1/2（上限 7 万 5 千円）

3 回目：事業の対象経費の 1/3（上限 5 万円）

※過去に共生・協働・自立の社会づくり担い手育成事業補助を受けた事業（団体）については、本事業の回数に通算します

●条件：5人以上の市民グループ

※両事業とも、対象となる事業の経費は 3 万円以上（千円未満切り捨て）ですが、人件費、食糧費、団体の経常的な運営維持管理費などは補助対象外となります。ただし、市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業は、事業実施に直接必要者に係る人件費のうち、補助対象経費の総額の 4 分の 1 までは補助対象とすることができます。

■問い合わせ先：企画政策課 地域政策係

TEL：474-1111（内線 252・257）

consumer affairs

知ってる？

消費生活相談

電力の小売全面自由化便乗商法に注意

平成 28 年 4 月 1 日から、電力小売全面自由化が始まり、これまで地域ごとの事業者と電力の契約をしていましたが、自由化によりさまざまな業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能になりました。そこで、電力についてよく理解し、また、便乗したトラブルに遭わないために、これまでに寄せられている相談事例を紹介します。

◆事例 1・・・電力会社 A を名乗る人物から「電力の自由化に伴い、電力会社 A と契約すれば電気を安く提供できる」という電話。電力会社 A は初めて聞いたが信用できるか（60 歳代 男性 東海地方）

◆事例 2・・・電気代が 4 割安くなるという電話。4 割も安くなるのは不自然ではないのか。アドバイス（70 歳代 男性 九州地方）

■問い合わせ先：市役所 消費生活相談窓口
TEL：474-1111（内線 287）

pension

知っ得!?

年金

インフォメーション

Gender Equality

もっと身近に!

男女共同参画

「男女がともに輝くまちづくりプラン」の実現に向けて取り組んでいます!

≪男女共同参画社会の実現を目指す 志布志市の取組を紹介します≫

農政課では、経営の意思決定に参画できる仕組みづくり及び男女のパートナーシップを確立するため、活力ある女性の地位向上と経営への参画拡大に向けて家族経営協定締結の推進を行っています。

平成 27 年度は、7 月と 10 月に調印式を行い、新規 14 組の家族経営協定を締結することができ、現在家族経営協定戸数は 119 戸です。平成 29 年度目標値 108 戸を大きく上回っています。



『まちづくり出前講座』 ♪皆さんのところへうかがいます♪

◆対象：自治会・PTA・老人クラブ・学校・事業所・各種団体等

◆内容：「男女共同参画社会について」「DV・デートDVについて」「〇〇らしく」

まだまだ堅苦しいイメージや誤った認識をもっていらっしゃる方が多い「男女共同参画社会」を、市民の皆さんに知っていただくための講座です。

日頃、あまり意識していなかった「男女共同参画」について、一緒に学んでみませんか？

◆女性支援相談室（13:00～17:00）
4月20日（水）有明地区公民館
5月18日（水）新橋地区公民館

◆専用フリーダイヤル
TEL:0120-786-054（月～金 8:30～17:00）

※DV、デートDVで悩んでいませんか。相談無料、秘密は守ります。

■問い合わせ先：企画政策課 男女共同参画推進室
TEL：474-1111（内線 250・258）

平成 28 年度年金移動相談所開設日

次の日程で年金移動相談所を開設します。相談時間は、すべての会場で 10 時から 15 時までです。

- ◆4月19日（火）相談会場：本庁別館1階A会議室
- ◆5月24日（火）相談会場：志布志支所5階会議室
- ◆7月21日（木）相談会場：志布志支所5階会議室
- ◆8月23日（火）相談会場：松山支所老人福祉センター
- ◆9月27日（火）相談会場：本庁別館1階A会議室

11月22日（火）

- ◆相談会場：志布志支所5階会議室
- ◆平成 29 年 1 月 24 日（火）相談会場：志布志支所5階会議室
- ◆平成 29 年 3 月 23 日（木）相談会場：志布志支所5階会議室

予約の方法

- 市役所本庁または各支所の年金担当係に、電話でお申し込みください。
- ◆申込期間：相談日の 1 か月前からお申込みください。
- ◆電話受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- ◆確認内容：相談者氏名、基礎年金番号、電

話番号、相談内容について確認させていただきます。

◆申込み先：

- 本庁 市民環境課 年金係
TEL：474-1111（内線 116）
- 志布志支所 市民税務課 年金係
TEL：472-1111（内線 221）
- 松山支所 総務市民課 市民係
TEL：487-2111（内線 226）
- 鹿屋年金事務所
TEL：0994-42-5121

怪しい電話があった契約に際してトラブルになった不安になったこんな時は「消費生活相談窓口」にご相談ください。

■問い合わせ先：市役所 消費生活相談窓口

TEL：474-1111（内線 287）

●小売電気事業者の登録確認先 経済産業省

TEL：0570-028-5555

●小売契約のトラブル問い合わせ先 電力取引監視等委員会相談窓口

TEL：03-3501-5725